平成23年9月28日企管規程第9号

改正

平成24年12月21日企業管理規程第13号 平成25年6月14日企業管理規程第4号 平成26年3月20日企業管理規程第1号 平成29年3月27日企業管理規程第3号 令和2年3月31日企業管理規程第1号 令和3年9月29日企業管理規程第2号

伊勢崎市漏水に係る水道料金の減免に関する規程

(趣旨)

第1条 この規程は、伊勢崎市給水条例施行規程(平成17年伊勢崎市企業管理規程第10号。以下「施行規程」という。)第27条第1項第3号に規定する不可抗力による漏水に起因する水道料金の軽減又は免除(以下「減免」という。)の基準に関し必要な事項を定めるものとする。

(定義)

- 第2条 この規程において使用する用語の意義は、伊勢崎市給水条例(平成17年伊勢崎市条例第194 号)で使用する用語の例によるもののほか、次に定めるところによる。
 - (1) 漏水 地下に埋没された部分又は家屋の壁体内若しくは床下からの漏水をいう。
 - (2) 使用水量 水道メーター(以下「メーター」という。)の検針で計量された水量をいう。
 - (3) 推定使用水量 漏水により使用水量が不明の場合において、第9条の規定により、実際に使用したと推定し、上下水道事業の管理者の権限を行う市長(以下「管理者」という。)が認定する水量をいう。
 - (4) 推定漏水量 使用水量から推定使用水量を差し引いた水量をいう。

(水道使用者等の義務)

第3条 水道の使用者又は管理人若しくは給水装置の所有者(以下「水道使用者等」という。)は、漏水を確認したときは、速やかに、漏水の修繕(以下「漏水修繕」という。)を伊勢崎市上下水道局指定給水装置工事事業者(以下「指定給水装置工事事業者」という。)に依頼するものとする。

(減免の対象)

第4条 減免は、水道使用者等が給水装置を適正に維持管理していたにもかかわらず漏水があった

場合で、管理者が不可抗力と認めるものに対して行うものとする。

(減免の対象外)

- **第5条** 前条の規定にかかわらず、管理者は、次の各号のいずれかに該当する場合は、減免しない ものとする。
 - (1) 漏水を発見することが容易であると認めた場合
 - (2) 漏水の事実を知りながら、又はメーターの検針、点検等により漏水を発見し、指摘された にもかかわらず、水道使用者等が正当な理由なく漏水修繕その他の必要な措置を怠った場合
 - (3) 給水装置の新設、改造(メーターの口径変更に限る。)又は修繕の工事(以下この条において「給水装置工事」という。)をし、当該給水装置工事の翌日から起算して1年に満たない場合
 - (4) 指定給水装置工事事業者以外のものが給水装置工事を行った場合 (減免の対象期間)
- 第6条 減免は、漏水修繕を行った日の1年前までのうち漏水による使用水量が最大であった1期 調定分について行うものとする。

(減免申請)

- 第7条 減免を受けようとする者は、施行規程第27条第2項に規定する水道料金等減免申請書に、 漏水修繕を行った指定給水装置工事事業者が作成した宅地内漏水修繕報告書(別記様式)を添え て、管理者へ提出するものとする。
- 2 前項に規定する申請の期限は、漏水修繕の完了した日の翌日から起算して60日以内とする。 (調査の方法)
- 第8条 施行規程第27条第3項に規定する調査は、前条第1項の規定により提出された宅地内漏水 修繕報告書に記載されている内容について、現地調査を実施することにより行うものとする。 (推定使用水量の認定)
- **第9条** 管理者は、前条の調査の結果に基づき、減免に係る決定をしようとするときは、次に掲げる方法により算定した水量のうち、最も少ないものを推定使用水量として認定するものとする。 この場合において、1立方メートル未満の端数が生じたときは、これを切り上げて計算する。
 - (1) 第6条に規定する1期調定分前の2期調定分及び前事業年度同期の使用水量の平均値とする方法
 - (2) 漏水修繕後のおおむね30日間の使用水量を基礎として1日当たりの平均使用水量を求め、 これに認定する期間の日数を乗じて得た水量とする方法

(3) 長期間の漏水の場合、使用状況に著しい変化がある場合、使用開始後間もない場合その他前2号に掲げる方法により難い場合は、漏水修繕後の1期調定分(漏水修繕が完了した日の属する期間を含まない。)の使用水量を基礎として1日当たりの平均使用水量を求め、これに認定する期間の日数を乗じて得た水量とする方法

(減免水量の算定)

- 第10条 水道料金を減免する水量(以下「減免水量」という。)は、推定漏水量の2分の1とする。 ただし、推定漏水量が推定使用水量の3倍を超えたときは、その超えた水量分については4分の 3を、残りの水量分については2分の1を減免水量とすることができる。
- 2 前項の規定にかかわらず、災害等による給水装置の破損等に伴い、漏水が発生したときは、推 定漏水量の全量を減免水量とすることができる。

(その他)

第11条 この規程に定めるもののほか、減免の基準に関し必要な事項は、管理者が別に定める。

附則(抄)

(施行期日)

1 この規程は、平成23年10月1日から施行する。

附 則 (平成24年12月21日企管規程第13号抄)

(施行期日)

1 この規程は、公布の日から施行する。

附 則 (平成25年6月14日企管規程第4号)

この規程は、公布の日から施行する。

附 則(平成26年3月20日企管規程第1号)

この規程は、公布の日から施行する。

附 則(平成29年3月27日企管規程第3号)

(施行期日)

1 この規程は、平成29年4月1日から施行する。

(経過措置)

2 この規程による改正前の伊勢崎市漏水に係る水道料金の減免に関する規程の規定に基づく様式 による用紙は、当分の間、この規程による改正後の伊勢崎市漏水に係る水道料金の減免に関する 規程の様式による用紙とみなし、所要の調整をして使用することができる。

附 則(令和2年3月31日企管規程第1号抄)

(施行期日)

1 この規程は、令和2年4月1日から施行する。

附 則(令和3年9月29日企管規程第2号)

この規程は、令和3年10月1日から施行する。